

## 藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付事務処理要領

藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付取扱要領（平成9年3月31日付け藤建第410号）の全部を改正する。

（通 則）

第1条 藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金の交付に関しては、藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

（事前協議）

第3条 要綱第4条の規定により補助金の交付の申請を行う者は、申請前に事前協議を行わなければならない。

2 前項の事前協議で、市長が特に必要と認めたときは事前協議書（様式1）に次の各号に掲げる書類各1部を添えて提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図及び平面図
- (3) 耐震診断経費の見積書の写し

3 事前協議をしたときは、速やかに現地調査を行い、その調査結果を事前調書（様式2）に記入するものとする。

4 前項の規定により作成された事前調書の内容その他を審査し、その結果を事前協議をした者に通知するものとする。

（耐震診断等の方法）

第4条 既存建築物の耐震診断は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む）とする。ただし、災害時拠点施設については、「静岡県既存建築物の耐震新診断・補強計画マニュアル2006年版（一般社団法人静岡県建築士事務所協会発行）」による方法を用いて耐震性能を評価すること。

2 診断結果は、耐震評定委員会（社団法人静岡県建築設計事務所協会内）又はSPRC委員会（財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関的な委員会の評定を受けるものとする。ただし、次の各号に掲げる建築物の耐震結果については、この限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物  
ア 延べ面積が1,000平方メートル未満のもの

- イ 地上階数が2以下のもの
- (2) 次に該当する木造の建築物
  - ア 延べ面積が1,000平方メートル以下
  - イ 高さが13メートル以下のもの
  - ウ 軒の高さが9メートル以下のもの
  - エ 階数が2以下のもの
- (3) 市長が不要と認める建築物  
(耐震診断結果報告書)

第5条 耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- (1) 建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- (2) 構造部材強度（コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力等）
- (3) 耐震診断の方針
- (4) 診断結果の概要
- (5) 建築物の性質
- (6) 総合所見
- (7) 平面図、伏図、軸組図  
(完了検査)

第6条 要綱第8条の規定により実績報告書の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査報告書（様式3）に記入する。  
(補助金の取消し)

第7条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。  
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成11年9月6日付け藤建第209号）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月9日付け藤建第13号）

この要領は、交付の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年5月23日付け藤建第75号）

この要領は、交付の日から施行し、平成14年分の補助金から適用する。

附 則（平成17年4月15日付け藤建第33号）

この要領は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年5月31日付け藤建第62号）

- 1 この要領は、令達の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領の施行前に認めた建築物の耐震診断の方法及び補強後の耐震性の評価方法は、平成18年度は、この要領による建築物の耐震診断方法及び補強後の耐震性の評価方法と同等の効力を有するものとみなす。

附 則（平成19年3月28日付け藤建第359号）

この要領は、令達の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日付け藤建第273号）

この要領は、交付の日から施行し、平成27年分の補助金から適用する。

附 則（平成29年3月29日付け藤建第312号）

この要領は、令達の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日付け告示第55号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。